

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令
概 要	市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者が必要な製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、消防法（以下、「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者を選任している製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、これらの者の解任を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第13条の24第 1 項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第13条の24第 1 項 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第12条の 7 第 1 項又は第13条第 1 項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	